

浜松市障害者優先調達推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 浜松市における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、浜松市障害者優先調達推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 浜松市の事務、事業における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進及び調整に関すること
- (2) その他障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等について必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、財務部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(ワーキング・グループ)

第4条 委員会は、必要に応じ、ワーキング・グループを設けることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、第2条に規定する事項について審議する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、財務部調達課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成25年5月10日から施行する。

附則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

財務部 調達課長	財務部 調達課 物品購入グループ長
財務部 アセットマネジメント推進課 庁舎・資産管理担当課長	財務部 アセットマネジメント推進課 庁舎車両グループ長
健康福祉部 障害保健福祉課長	健康福祉部 障害保健福祉課 医療・就労支援グループ長
こども家庭部 幼児教育・保育課長	こども家庭部 幼児教育・保育課 施設企画グループ長
教育委員会事務局 学校教育部 教育施設課長	教育委員会 学校教育部 教育施設課教材グループ長
上下水道部 上下水道総務課長	上下水道部 上下水道総務課防災・調達グループ長